

長岡地域災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、別表に掲げる市町村（以下「協定市町村」という。）において災害が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に救援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- (2) 清掃活動
- (3) 上水道、下水道等の応急復旧活動
- (4) ボランティアのあっせん
- (5) 被災児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅のあっせん
- (7) その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

(応援要請)

第3条 応援を要請する市町村は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 物資等の品名、数量及び応援場所への経路
- (3) 応援の期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応援のために必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、業務に支障のない限り、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合で、応援の必要を認めたときは、協定市町村は要請を待たずに自主的に応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

(連絡責任者)

第6条 第3条の応援要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うため、各協定市町村に連絡責任者を置くものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、協定市町村がそれぞれ記名押印の上、各自1通を所持する。

平成8年6月12日

長岡市長

日浦晴三郎

小千谷市長

小出弘

見附市長

大塩満雄

栃尾市長

杵淵衛

中之島町長

樋山条男

越路町長

水島昭一

三島町長

河内忠彦

与板町長

平澤甚九郎

和島村長

久須美逸郎

出雲崎町長

小林則幸

山古志村長

酒井省吾

川口町長

青柳弘

小国町長

牧野功平

別表(災害時相互応援協定市町村)

長岡市	小千谷市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
三島町	与板町	和島村	出雲崎町	山古志村	川口町
小国町					